

定率減税を存続し不公平税制を正すことを求める意見書

定率減税は、1999年に景気対策の一環として導入されたが、所得税分は2006年から、住民税分は6月から半減することになっている。小泉内閣は、この縮小・廃止理由を「定率減税は景気対策として実施したもので、景気が回復した現在では必要ない」と説明する。

しかし、最近の国税庁の調査では、2004年の民間企業の勤労所得は前年よりも5万1,000円減り、7年連続して減少したことが明らかになっている。一方、配偶者特別控除が一部廃止された影響で、賃金からチェックオフされた所得税額は4年ぶりに増加している。

「景気回復」といっても働く者の賃金は依然として減少し続けている。逆に税負担は強化され、加えて、年金、医療など社会保険料負担はふえ続けているのが実態である。到底定率減税を縮小・廃止できるような状態ではない。

定率減税制度について、政府首脳や政府税調幹部は、2007年1月には所得税分、6月には住民税分を廃止し、制度そのものを全廃する方針である。一方で、定率減税と同時に実施した法人税率の引き下げ（34.5%→30%）は存続。高額所得者の所得税引き下げ（50%→37%）も所得・住民の両税を合わせて50%程度に抑制し、最高税率を若干高める政府税調、自民党税調の動向はあるが、大企業及び富者優遇の不公平税制は温存である。また、政府税制調査会は住民税率の現行3段階制度（5、10、13%）を10%一本化の答申をした（11月25日）が、10%に一本化されれば、納税者の6割を超える低所得者層の負担増になる。

年ごとに悪化している勤労市民の家計は、新たな増税に耐えられるような生活実態にはない。税制度は、担税能力に応じて課税する応能負担を原則とすべきである。しかし、近年の日本の税制度は、定率減税が実施された1999年も含めてこの間、所得税、住民税、法人税の最高税率を大幅に引き下げており、大企業や高額所得者の負担軽減措置が図られている。定率減税が廃止されれば、日本の税制度はますます担税能力の高い者の負担がさらに軽減され、低い人の負担が強化されるといういびつな状態が膨らむ。これでは税制本来の意義である所得の再配分機能が喪失し、憲法第25条の意義も損なわれていく。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、定率減税を存続し、不公平税制を正すことを強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年12月21日

三鷹市議会議長 金 井 富 雄